平成２８年（フ）第４６６号
埼玉県川口市柳崎５丁目１番65号　コーポいいづか202号
債務者　平田　康晴
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
埼玉県草加市瀬崎２丁目17番10号　メゾン・サラＡ－202号
債務者　野末　　実
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
埼玉県川越市的場２丁目25番地26（寺嶋方）
債務者　田中　春美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２２０号
埼玉県入間市小谷田15番地１　101
債務者　本郷　雅昭
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５７号
埼玉県川越市旭町１丁目18番地15（メルフォーレ202号室）
債務者　古野　祥弘
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７９０号
札幌市中央区北15条西15丁目６番10号　下宿上野本館３号
債務者　石澤　匡晃
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１６号
北海道恵庭市駒場町１丁目11番19―201号
債務者　竹内　菜摘（旧姓成瀬）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９４号
群馬県富岡市中高瀬769番地１　オゼトワール高瀬Ｂ101
債務者　堀口　千鶴
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２１７号
埼玉県所沢市大字荒幡199番地の１　レ・シャンベール203
債務者　高田　麻美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２２５号
埼玉県狭山市富士見１丁目29番24号　コーポ豊富士105、前住所埼玉県狭山市大字上奥富75番地の６　アリュージュ新狭山202
債務者　富澤　理哉
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２３１号
埼玉県狭山市大字南入曽591番地の２　ヴェルティ狭山305
債務者　木川　　励
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２６９号
埼玉県ふじみ野市うれし野２丁目17番18―601号
債務者　羽村由梨香
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３９号
静岡県伊東市鎌田202番地の１　井戸アパートＣ棟
債務者　齋藤　増恵
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
静岡県田方郡函南町平井985番地の３
債務者　關本　恵美
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９４５号
大阪市港区築港２丁目４番１―1001号
債務者　松尾　頼子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０５７号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目１番１号　フルーレミサキ301号室
債務者　板垣　喜男
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部